

令和6年度持続可能な食品産業への転換促進事業のうち
食品産業サステナビリティ推進事業に係るQ & A

●国産の取扱量増加のみが補助対象となるのか

取扱量の増加に加え、新たに産地と連携した取組により調達した国産原材料の取扱量増加でも補助対象となります。

●現在、輸入原材料を取り扱っていないが、補助対象となるか。

輸入原材料から国産原材料への切替でない場合も補助対象となり得ます。例えば現在、産地と連携せずに国産原材料を調達している事業者が、新たに産地連携を行うことで国産原材料を調達しようとする取組も補助対象となります。

●産地と連携した取組とはどのようなものか。

食品製造事業者等が求める原材料生産を行うために、食品製造事業者等が産地の活動に具体的に負担を負う関与のことをいいます。生産者への支援に係る契約書等の取り決めをしている場合は課題提案書に資料を添付してください。

●R5 補正事業「食品原材料調達リスク軽減対策事業のうち食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援」との主な違いは。

本事業では、食品原材料調達リスク軽減対策事業で事業者の要件としている、価格高騰リスクがある又は輸入に支障が生じたことのある輸入食品原材料の使用実績は求められていません。食品事業者が新たに産地と連携した取組を行うこと又は、連携した国産原材料の取扱いを増加させることが補助要件となります。

また、特に産地連携の取組を開始する際に必要となる経費についても本事業では補助対象となります。

- ・実証ほの設置等に係る技術実証費（実証ほの設置に係る賃借料（事業実施期間中に限る）、技術実証に係る機械の購入・借用、資材の購入、技術研修・研修会の開催のための専門家への謝金等）
- ・新たに連携して原材料調達を行うための産地調査に係る旅費。
- ・収穫期等の繁忙期に必要となる労働人員募集に係る経費（広告の作成及び媒体掲載に係る経費。）

●産地は法人でないとダメか。

産地は法人に限りません。

●原材料調達のために連携する産地は自社の農場でも補助対象となるか。

自社の農場は対象外です。また、別の農地所有適格法人であっても子会社である場合は対象外です。ただし、特例子会社は対象となります。

●産地との連携の方法はどのようなものがあるか。

食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、食品製造事業者等が産地を支援する次に掲げるア～エ又はこれらに類する取組を行うことをいいます。なお、ア～エ又はこれらに類する取組を行うことが補助要件となっています。（複数の取組も可能です。）課題提案書（別紙様式 1－3）にア～エ又はこれらに類する取組を行うことを必ず明記してください。

ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供

イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与

ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与

エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導

●産地との連携を行いたいが、具体的な場が決まっていなくても補助対象となるか。

補助対象となり得ます。課題提案書（別紙様式 1－3）に、将来的に産地連携を行うことで、上記のア～エ又はこれらに類する取組となる計画を具体的に進めようとしていることを明記してください。

●食品製造事業者等による産地への支援とはどのようなものか。

以下 3 パターンに区分されます。（複数の支援も可能です）

i 産地へ種苗等の提供する「提供型」（アの取組及びこれに類する取組）

ii 産地へ機械等の貸与する「貸与型」（イ、ウの取組及びこれに類する取組）

iii 産地へ技術指導等する「派遣型」（エの取組及びこれに類する取組）

●産地へ種苗等の提供する「i 提供型」とは。

1 件の取得価格が 50 万円未満のもので食品製造事業者等が求める品種生産のための資材（消耗品）や認証取得費用を食品製造事業者等が産地へ提供することを指します。（費消されるもの）

・資材（消耗品）：種、苗、苗木、球根等これがないと求める品種が生産できないもの

事業実施期間中に使用できなかったものは、補助対象外となります。

他の使用用途があるもの、市販されていないものは補助対象外となります。（農機具、肥料、育苗箱、トレー、コンテナ・パレット、マルチ、防鳥ネット、除草剤等や食品製造事業者等が独自に開発した種苗等やその開発費等）

・認証取得費用（外注費）：事業者が産地へ認証取得を求める場合（認証取得費用を事業費として計上）

免許、資格、権利の取得に要する経費は補助対象外です。

●産地へ機械等の貸与する「ii 貸与型」とは。

食品製造事業者等が求める品種生産のため、生産から出荷までの範囲で産地で使用する機械・設備・資材を食品製造事業者等が産地へ貸与することを指します。

貸与型は、1 件の取得価格が 50 万円未満と 50 万円以上の 2 通りあります。（両方申請は可能です。）

① 1 件の取得価格が 50 万円「未満」のもので食品製造事業者等が求める品種で生産から出荷までの範囲で産地で使用するもの

（例：鉄コンテナ、農業用機械（草刈り機等）、パイプ・ビニールハウス及びハウス内で使用する設備（ハウス用加温機（化石燃料に依存しないものに限る）、自動カーテン装置、ヒートポンプ、環境制御装置、灌水施肥装置等）

② 1 件の取得価格が 50 万円「以上」のもので食品製造事業者等が求める品種で生産から出荷までの範囲で産地で使用するもの

（例：耕うん、散水、刈り取り、播種、収穫、脱粒、選果・選別・選粒、袋詰め（紙・布・麻袋等産地からの出荷用）等農業用機械、金属探知機、重量測定機、梱包機（段ボール、ビニール等産地からの出荷用）、パイプ・ビニールハウス及びハウス内で使用する設備、保管用冷蔵庫・冷凍庫、冷却機、製氷機等）

なお、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の「構築物」にあたる場合は補助対象外となります。

[ビニールハウスの耐用年数 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

また、生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは対象外です。

（対象外の例：運搬用トラック（農場から出荷場等までであっても×）、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ等）

●産地へ技術指導等する「iii 派遣型」とは。

食品製造事業者等が産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうため、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した調査や生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した調査や栽培技術等指導等を指します。

補助対象は、専門家等への謝金及び産地との往復に係る旅費です。

旅費については、勤務地若しくは自宅から産地までの往復のみとし、合理的かつ安価なものに限ります。

●1件の取得価格が50万円「未満」のものは、「i 提供型」か「ii 貸与型」のどちらになるのか。
支援内容、取得するものにより変わります。

「i 提供型」

食品製造事業者等が求める品種生産のための資材（消耗品）や認証取得費用を食品製造事業者等が産地へ提供することを指します。（費消されるもの）

資材（消耗品）：種、苗、苗木、球根等これがないと求める品種が生産できないもの
事業実施期間中に使用できなかったものは、補助対象外となります。

他の使用用途があるもの、市販されていないものは補助対象外となります。（農機具、肥料、育苗箱、トレー、コンテナ・パレット、マルチ、防鳥ネット、除草剤等や食品製造事業者等が独自に開発した種苗等やその開発費等）

認証取得費用：事業者が産地へ認証取得を求める場合（認証取得費用を事業費として計上）
免許、資格、権利の取得に要する経費は補助対象外です。

「ii 貸与型」

食品製造事業者等が求める品種で生産から出荷までの範囲で産地で使用するもの。（すぐに費消できないもの）

（例：鉄コンテナ、農業用機械（草刈り機等）、パイプ・ビニールハウス及びハウス内で使用する設備（ハウス用加温機（化石燃料に依存しないものに限る）、自動カーテン装置、ヒートポンプ、環境制御 装置、灌水施肥装置等）

●機械を産地へ提供することは可能か。

機械を産地へ提供することはできません。（貸与のみ）

●「ii 貸与型」が、1件の取得価格が50万円以上と未満で分かれているのはなぜか。

補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）において、農林水産大臣の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとなっています。

一方、1件当たりの取得価格50万円未満のものについては、上記省令の制限はありませんが、取得価格が50万円未満5万円以上（いわゆる備品）の場合、上記耐用年数期間中、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないよう善良な管理者の注意をもって本事業を遂行していただくことになります。

●「iii派遣型」において、産地での生産作業補助後、帰路において別の用務で途中下車等した場合、旅費はどのようなになるのか。

旅費の補助対象は、勤務地又は自宅から産地までの往復のみとし、合理的かつ安価なものに限りますが、別の用務で途中下車等した場合、勤務地又は自宅から産地までの往復経路から外れた部分は補助対象外となります。

（例：下線が旅費の補助対象

東京（勤務地最寄り駅）→名古屋（産地）→東京（勤務地最寄り駅）

熱海で途中下車の場合

東京（勤務地最寄り駅）→名古屋（産地）→熱海（途中下車）→伊東（別用務）→東京（勤務地最寄り駅）

岐阜に行った場合

東京（勤務地最寄り駅）→名古屋（産地）→岐阜（別用務）→東京（勤務地最寄り駅）

●「産地との連携に係る機械等導入費」や「旅費」等のほかには、どのような経費が補助対象になるのか。

産地との連携に必要と認められれば、以下に掲げる経費等が補助対象となり得ます。

- ・専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用
- ・産地連携の取組を開始する際に必要となる技術実証経費、調査費及び労働人員募集に係る経費
- ・包装資材の更新費
- ・新商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間分に限る）
- ・需用費
- ・役務費
- ・賃借料及び使用料
- ・委託費
- ・認証取得費

●農業用機械貸与にあたり、機械の管理はどうするのか。

管理費用は補助対象外です。管理方法等は、事業者・産地双方で協議の上、決めてください。

なお、権利・義務のトラブル等を避けるため、契約書や覚書を交わすことを推奨します。（参考に契約書（案）を添付しますので、適宜ご使用ください）

●農業用機械貸与にあたり、機械の維持・修理・廃棄等はどうするのか。

維持・修理・廃棄に係る費用は補助対象外です。

負担方法等は、事業者・産地双方で協議の上、決めてください。

なお、権利・義務のトラブル等を避けるため、契約書や覚書を交わすことを推奨します。（参考に「機械・設備等賃貸借契約書（例）」を添付しますので、適宜ご使用ください）

●スマート農業用の機械は補助対象の農業用機械にあたるか。

事業内容・用途等確認の上、事業に必要と認められれば補助対象となります。

●**連携の期間は何年間か。**

食品製造事業者等と産地の連携の期間の定めはありませんが、おおむね2年以上を想定しています。

なお、補助対象期間は単年度です。

また、権利・義務のトラブル等を避けるため、契約書や覚書を交わすことを推奨します。（参考に「機械・設備等賃貸借契約書（例）」を添付しますので、適宜ご使用ください）

●**食品製造事業者等が事業費の1/2（国庫補助金の残額分）を負担するが、この事業者負担分を産地負担とすることは可能か。**

可能です。産地と協議の上決めていただければ結構です。ただし、産地から借料等を徴収する場合、徴収額の総額が事業者負担分（事業費の1/2（国庫補助金の残額分））を超える場合は、超えた分は補助金返還となります。

なお、権利・義務のトラブル等を避けるため、契約書や覚書を交わすことを推奨します。（参考に「機械・設備等賃貸借契約書（例）」を添付しますので、適宜ご使用ください）

●**農地の改良に要する経費は補助対象か。**

補助対象外です。

●**改植に伴う土づくりに要する経費（深耕・整地費、土壌改良費等）は補助対象か。**

補助対象外です。

●**事業のため、既存ハウス等撤去、農道整備、伐採等に要する経費は補助対象か。**

補助対象外です。

●**既存機械やパイプハウス等の改良、改造、再整備、増築等に要する経費は補助対象か。**

補助対象外です。

ただし、例えば、既存のビニールハウスで食品製造事業者等が求める品種を新たに生産するため、ハウス用加温機を新規設置・交換する場合の機械導入費は補助対象です。

●**施設（建屋等不動産（加工場、倉庫等））の取得や整備に要する経費は補助対象か。**

補助対象外です。

●**飼料用米は補助対象となるのか。**

補助対象外です。

機械・設備等賃貸借契約書（例）

貸主●●（以下「甲」という。）と借主●●（以下「乙」という。）とは、下記条項により、賃貸借契約を締結する。

（契約の主旨・使用目的）

第1条 甲はその所有する別紙目録記載の機械・設備・資材等（以下「本件機械」という。）を乙に使用させるものとする。

2 乙は、本件機械を食品産業サステナビリティ推進事業の事業目的の履行のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用してはならない。

（貸借の期間）

第2条 本契約の期間は●●年間（令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで）とする。ただし、期間満了の●ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（賃料）

第3条 甲は、別紙目録に記載する本件機械を乙に無償（※有償）で貸与・提供する。

（※2 本件機械の賃料は、別紙目録のとおりとし、乙は毎月末日までに、翌月分賃料を甲の指定する方法で支払うものとする。

3 賃料は、本件機械の法定耐用年数期間中、甲への支払額合計で食品産業サステナビリティ推進事業の事業者負担分を越えてはならない。）

（契約保証金）

第4条 この契約につき、契約保証金を免除する。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本件機械の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(引渡し)

第6条 本件機械の引渡しは、甲乙立会いのもとに行うものとする。

(保障)

第7条 甲は乙に対し、本件機械について第三者の如何なる権利も付着していないことを確約し、万一、第三者から引渡しの要求その他権利の申出あるときは、甲において一切引き受け解決し、乙には何らの迷惑を及ぼさないことを保障する。

(経費負担)

第8条 次の各号に掲げる経費については、事前に甲乙協議し、それぞれの負担割合を決めるものとする。

一 本件機械の維持管理経費（注油、電気絶縁体の管理、電気代、燃料代、部品の取替え代金等）

二 本件機械に対する公租公課

三 本件機械について保険会社と保険契約を締結した場合の当該契約に要する経費

2 乙は、本件機械の修理等を行う場合、事前に甲に協議を行うものとし、その費用は甲乙協議し負担を決めるものとする。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、甲の同意なくして本件機械を第三者に転貸、譲渡、売却、担保への差入れ又は本契約による権利の移転をしてはならないものとする。

2 乙は、甲の同意なくして本件機械の増改築、移転、改造、改良等現状から変更等を行ってはならないものとする。

3 乙は、本件機械について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するとともに、そのような事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合、すみやかに甲へ報告の上、その事態の解消に努めるものとする。

4 前3項の場合において甲が必要な措置を講じた場合、乙は甲の支払った一切の費用を負担するものとする。

(契約の解除等)

第10条 次の各号に掲げる事項が生じた場合は、甲はいつでも本契約を解除できるものとする。ただし、二及び三については、●●ヶ月間の催告期間を要するものとする。

一 乙が第1条、第5条又は第9条に違反したとき。

二 乙が賃料の支払いを●●ヵ月分以上滞納したとき。（※有償の場合）

三 その他、解除を必要と認めたとき。

2 乙は、甲から前項により解除通知を受けたときは、その通知の日から●●週間以内に、第1条第2項のために本件機械で提供したもので費消したものを除き、原状に復して、全て甲に返還しなければならない。

(離作補償等)

第 11 条 本契約の期間満了又は契約の解除による本件機械の返還に伴い、乙は甲に対して
離作補償、移転補償、営業補償、その他の名目のいかなを問わずこれらに相当し又は
準ずる補償の請求はできないものとする。

(機密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本契約により知り得た機密を他に漏らさないものとし、本契約終了後も同様とする。

(その他)

第 13 条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の通り契約したので、本書2通を作成し、甲乙各これに記名した上、各1通これを保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸主（甲） 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

団 体 名 ○○○○○

氏 名 ○○ ○○

借主 (乙) 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○
 団体名 ○○○○○
 氏 名 ○○ ○○

(注) 証拠性を高めるため、必要があれば契約証書に押印することを妨げない。

(別紙目録)

機械・設備等の表示

貸与 ・ 提供	名 称 (機械・設 備・資材名)	規格・規模 (型番・サ イズ等)	数 量	設置場所 (保管場所)	甲から乙へ の引渡し時 期等	賃料 (円／ 月額) ※	その他

※賃料は、第 3 条が有償の場合のみ金額を記載することとし、無償の場合は、「―」（バー）を記載する。

※提供の場合は、賃料は「―」（バー）とする。

※賃料は、本件機械の法定耐用年数期間中、甲への支払額合計で食品産業サステナビリティ推進事業の事業者（甲）負担分を越えてはならない。